

令和 6 年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書（案）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

もくじ

1 令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果	
(1) 点検項目1 第4条（市民の役割）関連	2
(2) 点検項目2 第5条（市の責務）関連	7
(3) 点検項目3 第6条（基本計画）関連	14
(4) 点検項目4 第7条（推進体制）関連	23
(5) 点検項目5 第10条（情報の提供）関連	25
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	29
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	29
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	30
(4) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	33

令和7年 月 日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 前 場 政 行

職務代理 南 波 正 志

委 員 潮 田 春 男

委 員 曾 我 晶 子

委 員 渡 邊 妙 子

令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市は、平成20年からセーフコミュニティの取組を始め、活動の推進を行っています。平成24年には、日本で初となるセーフコミュニティに特化した条例が制定され、令和3年には3回目の認証を取得しています。セーフコミュニティの理念の下、本条例に基づき、市民と行政等との連携・協働によるセーフコミュニティ活動の継続性が確保されています。

令和6年当初に実施した「市民実感度調査」では、事故やけがなどがなく健康で安心・安全に暮らせるまちづくりが推進されていると実感している人が41.6%という結果でした。今後も市民が安心・安全に生活することができるようセーフコミュニティ活動を推進いたします。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会では、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果、別紙のとおり「令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果

【市民の役割】

第4条	市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
2	市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆 ^{きずな} の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

【運用状況】

- ① 「見せる警戒」としてセーフティーベスト着用を推進しています。本厚木駅周辺環境浄化等防犯パトロールや登下校時の愛の目運動活動時などに、ベストを着用することで、周囲に警戒中であることを容易にアピールすることができ、犯罪の予防及び体感治安の向上を図ることで安心安全なまちづくりを行っています。
- ② 防犯啓発活動の次世代を担う高校生・大学生が、次世代防犯ボランティア活動として、少年少女フェスティバルに参加しました。子どもたちへの防犯啓発活動により、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図っています。
- ③ 近年の若年層の闇バイトへの応募並びに実行犯としての逮捕事例を踏まえ、「闇バイト危険性周知キャンペーン」を実施しました。若者層への訴求力向上を図るため、同年代の学生ボランティアにより「闇バイト」の危険性並びに犯罪に加担することの重大性を啓発し、防犯の意識向上を図っています。

1 点検結果	☐ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフコミュニティの推進に関する活動

(1) セーフティーベスト着用による防犯活動

本厚木駅周辺環境浄化パトロールでは、自治会や商店会をはじめ様々な団体がセーフティーベストを着用し、夜間に本厚木駅周辺のパトロールを実施しています。令和6年度から県内の大学生を中心とした若い世代が防犯活動を行う、神奈川防犯シーガル隊が参加しており、若い世代も社会の安全を保つことの重要性を理解し、問題意識を高めてもらうことができます。



パトロールの様子

本厚木駅周辺環境浄化パトロール参加団体

No.	団体名称
1	厚木北地区 西仲自治会
2	厚木北地区 大手西自治会
3	厚木北地区 大手南自治会
4	厚木北地区 仲町北自治会
5	厚木南地区 泉町自治会
6	厚木南地区 旭町1丁目自治会
7	厚木なかつちょう大通り商店街振興組合
8	あつぎ商和会
9	厚木みなみ商工クラブ
10	厚木一番街商店街振興組合
11	厚木市ビル経営者協議会
12	小田急電鉄㈱本厚木駅
13	小田急本厚木ミロード
14	全日本不動産協会神奈川県本部県央支部
15	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部
16	厚木北地区文化振興会
17	厚木警察署

18	神奈川防犯シーガル隊
19	神奈川工科大学K A I T B L U E

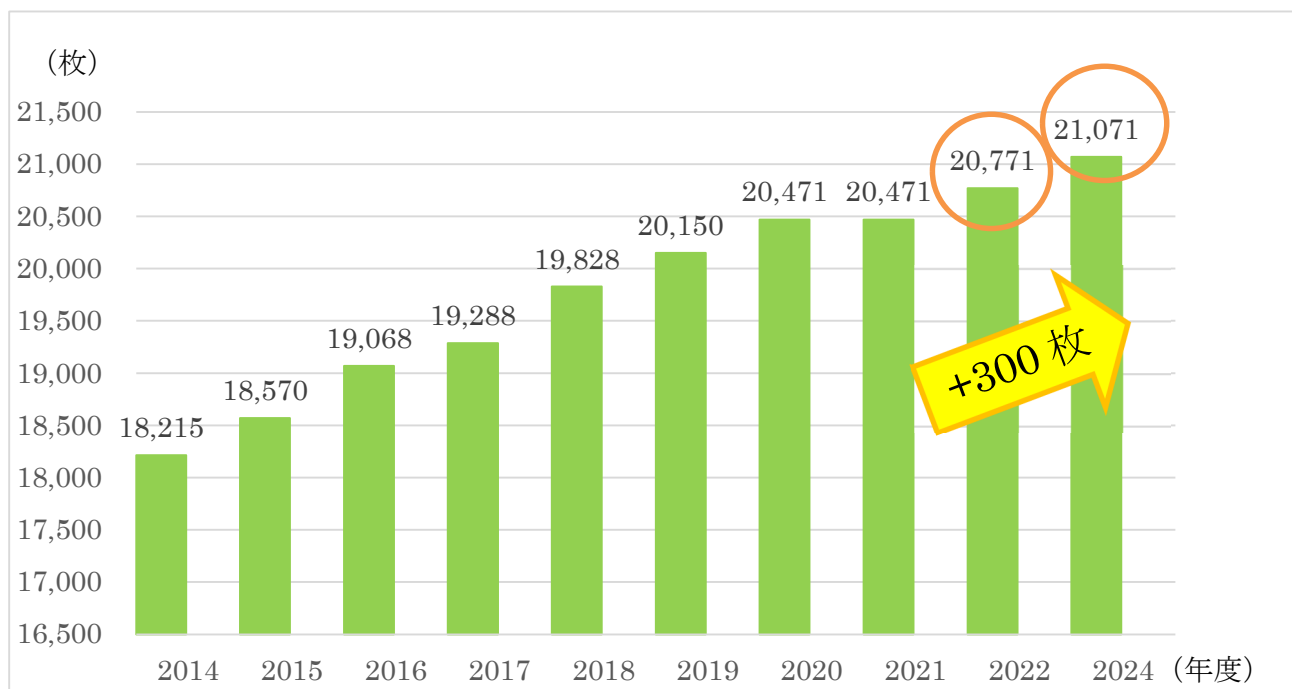
実施日と参加者人数

No.	実施日	内容	参加者人数 (自治会等人数)
1	5月16日	本厚木駅周辺のパトロール	32人
2	6月20日	本厚木駅周辺のパトロール	34人
3	7月5日	本厚木駅周辺のパトロール	20人
4	7月18日	本厚木駅周辺のパトロール	33人
5	8月21日	本厚木駅周辺のパトロール	18人
6	10月17日	本厚木駅周辺のパトロール	30人
7	11月21日	本厚木駅周辺のパトロール	28人
8	12月13日	本厚木駅周辺のパトロール	11人
9	1月16日	本厚木駅周辺のパトロール	25人

実施回数：9回

参加者人数：累計 231人（令和7年1月16日時点）

図1 実施時に着用するセーフティーベストの累積作製枚数



出典：くらし安全係報告

(2) 次世代防犯ボランティアによる防犯啓発活動

防犯ボランティア活動の次世代を担う高校生や大学生が、 少年少女フェスティバルに参加し、防犯啓発活動を行いました。

反射キーホルダーの作成、防犯紙芝居の読み聞かせやクイズを実施しました。また、令和6年度は、フェスティバルに来場した少年少女向けに、参加する大学生自ら啓発物品を作成し、配布しました。 ボランティア活動を通じ、社会貢献への芽生えや防犯啓発活動の大切さを学んだことによって防犯における意識が向上しました。

高校生や大学生参加者の声（一部）

子どもたちだけでなく、保護者の方々ともお話ができたのがよかった。それぞれのブースが生き生きとし、参加者みんなで子どもたちを楽しませようとしている雰囲気があり、また参加したいと思った。

色んな人と楽しく関わって楽しかった



少年少女フェスティバルで防犯啓発活動を行う高校生、大学生

防犯ボランティアとして参加した団体と人数

No.	参加校（市内）	人数
1	神奈川工科大学	8 人
2	厚木中央高等学校	10 人
合計		18 人

出典：くらし安全係報告

2 地域社会における信頼関係及び絆の強化

「闇バイト危険性周知キャンペーン」の実施

首都圏を中心に「闇バイト」と呼ばれる違法アルバイトに起因する強盗事件等が相次いで発生し、市民の不安感が増大していることから、「闇バイト危険性周知キャンペーン」を実施しました。若年層が「闇バイト」に応募し、実行犯としての逮捕事例を踏まえ、同年代の学生ボランティアにより「闇バイト」の危険性を周知するチラシ等を配布し、「闇バイト」の危険性を啓発しました。

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

【運用状況】

- ① 犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するため、「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」を指定しています。市では、この推進地区に対して、補助金の交付やセーフティベスト、パトロール用の帽子、指定地区プレートの配布等の活動に必要な支援を行っています。
- ② 「事故やけがは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全な活動を行っている地域を支援するため、セーフコミュニティ総合指導員、消防職員、市保健師を派遣し、研修会を開催しています。
- ③ 事故やけがを予防するため、市民や市民の安心・安全に関わる方に対し、専門家による研修や講習を開催し、市民が安心・安全な取組を実践できる環境づくりに努めています。
- ④ 安心安全なまちづくりの推進のため、青色回転灯を装備した自動車(以下、青パト)による自主防犯パトロール活動に対する支援をしております。青パトの活動費の補助に加え、令和6年度より、新規に青パトを導入する際の青色回転灯等の物品購入費の補助を拡充し、活動の活性化と地域防犯力の向上を図ります。

1 点検結果

☐ 順調

☐ 概ね順調

☐ 不十分

☐ その他

2 意見

《検討を要する点及び改善が図られている点》

1 市でのセーフコミュニティの推進に関する施策を策定及び実施

(1) 令和6年度 安心・安全セーフコミュニティ推進指定地区について

ア 推進地区一覧

No.	地区名	地区数	指定名称	指定エリア
1	厚木北	2	大手南地区	中町1丁目・厚木町（一部）
			天王町地区	厚木町（一部）・東町（一部）
2	厚木南	1	厚木南地区	旭町1丁目、泉町
3	依知北	1	上依知・猿ヶ島地区	上依知上町、上依知中町、上依知下町、 藤塚団地、猿ヶ島
4	依知南	1	依知南地区	中依知
5	睦合北	1	睦合北地区	中三田第二
6	睦合南	1	睦合南地区	妻田北1丁目・妻田北2丁目・妻田北 3丁目
7	睦合西	1	睦合西地区	林第二自治会区域
8	荻野	1	荻野地区	まつかげ台・みはる野
9	小鮎	1	小鮎地区	千頭上・千頭中下
10	南毛利	1	高坪地区	高坪第1・高坪第2
11	南毛利南	1	愛甲石田駅周辺安 心・安全セーフコミ ュニティ推進地区	愛甲宮前、コープ野村、宿愛甲、 坊中第二自治会の駅周辺
12	玉川	1	玉川地区	岡津古久、小野、七沢
13	森の里	1	森の里地区	森の里1丁目、2丁目、3丁目、 4丁目、5丁目
14	相川	1	相川地区	酒井新宿
15	緑ヶ丘	1	緑ヶ丘地区	奥原地区
合 計		16		

イ 推進地区での工夫

令和6年度安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式で、代表の2地区から状況の報告を行いました。厚木南地区では防犯パトロールなどの防犯活動の様子、本厚木駅南口、北口の再開発後の防犯活動の重要性について、依知北地区からは依知北地区の概要や山際地区のゾーン30、あいさつ運動、登下校時の見守り、街頭監視活動等について報告をいただきそれぞれの地区の活動の情報共有が図られました。



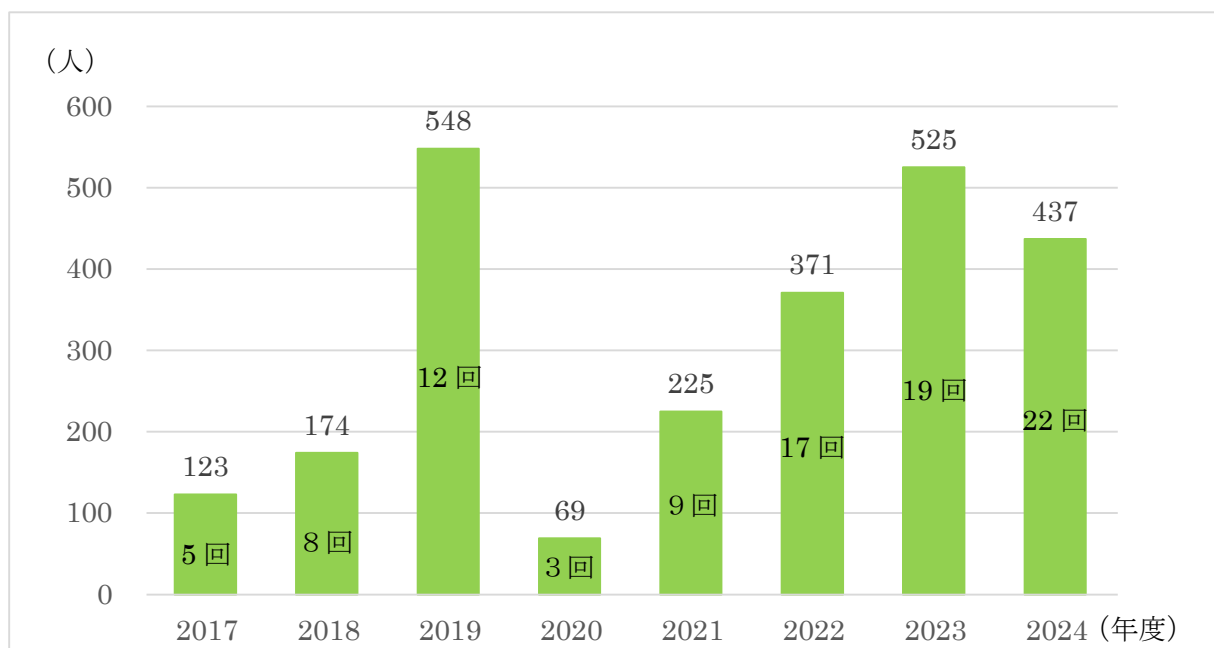
安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の様子

(2) 令和6年度セーフコミュニティ安心安全研修会実績

No.	開催日	主催団体	講座内容	参加者数
1	7月20日	ひばり自治会	防犯＋漫才	30人
2	7月21日	上依知下町自治会	防犯＋漫才	29人
3	7月28日	鳶尾一丁目自治会	防犯	20人
4	8月10日	恩名3丁目自治会	防災	33人
5	8月17日	玉川地区安心安全なまち会議	防災	10人
6	8月24日	愛甲原自治会	防災	15人
7	8月25日	サングレイス愛甲石田	防犯	13人
8	8月27日	千頭中下自治会	ゲートキーパー	9人
9	9月7日	猿ヶ島自治会	防災	12人
10	9月19日	奥原地区自治会	防犯＋漫才	17人
11	9月29日	中三田第二自治会	防犯＋漫才	34人
12	10月20日	愛名連合自治会	防災	53人
13	11月10日	まつかげ台自治会	防犯＋漫才	40人
14	11月10日	新宿自治会	防災	47人
15	11月16日	瀬戸睦自治会	防犯	34人
16	12月3日	三田小学校避難所運営委員会 睦合中学校避難所運営委員会	防火	19人
17	12月14日	宮郷自治会	防犯＋漫才	22人
18	令和7年1月26日	森の里4丁目自治会	防犯＋漫才	実施予定
19	令和7年1月28日	毛利台小学校避難所運営委員会	防災	実施予定
20	令和7年2月3日	上戸田自治会	防犯＋漫才	実施予定
21	令和7年2月13日	中依知自治会、本厚木ｽｵｲﾝｸﾞ自治会	防犯	実施予定
22	令和7年3月23日	厚木王子高校避難所運営委員会	防災	実施予定
合 計				437人

※令和6年12月14日現在

図2 セーフコミュニティ安心安全研修会実績



多面的にセーフコミュニティを学んでいただくため防犯と防災、ゲートキーパー、住宅防火、予防救急の5つの講座メニューを展開しています。昨年度より新たにメニューに加えた住宅防火講座では、消火器の取扱いに関する講習を導入しました。今年度初めて応募があり、市民の関心の高まりが伺えます。

また、昨年度から継続して、参加者アンケートの集計結果を自治会にフィードバックする機会を設けることで、参加者の研修における満足度や次回講座の参考にしていただいています。その結果、昨年度に引き続き2自治会（千頭中下自治会、猿ヶ島自治会）から研修会の応募がありました。リピーターが着実に増えていることは、講座内容が高く評価されている証左といえます。



防犯漫才「世界事情」



防犯講座の様子



住宅防火講座の様子



ゲートキーパー講座の様子

2 セーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援

(1) こどものけが予防研修会の開催

厚木市保育会所属保育施設の保育士及び施設長を対象に、事故等によるこどものけがを予防するための必要な知識を身に付け、こどもの健やかな育ちを支えることを目的に研修会を行いました。

研修は、理論を学ぶビデオ研修、実地で所属する保育施設の危険箇所の改善を考えるワーク研修の2段階に分かれ、実施されました。

【講師】NPO法人 Safe Kids Japan（セーフキッズジャパン）

令和6年度こどものけが予防研修会開催実績

研修プログラム	開催日	開催場所	内容
事前研修	実地研修前に各自視聴	—	ビデオ研修 30 分間
実地研修	令和6年 9月12日	厚木シティプラザ6階 サイエンスホール 250	ワーク研修 2 時間 ※事前に園内外の危険箇所を撮影した写真を元にグループワークで改善策を検討する。

【参加者数】63 名

参加した保育士の感想（一部）

ビデオ研修
川のビデオにもあったように様々な問題に対して原因を見つけてそこを改善する事が必要だと改めて感じた
怪我を予防する為のABC理論が実践の保育の中で役に立つと思った。

実地研修
他園の危険箇所を聞く中で、自分の園の危険箇所に気づくことができた。
皆で話しをすることで、自分では気付かなかったことやアイデアが生まれたことが良かった。
皆さんの園での危険箇所などやアイデアをきけて、共有できて、園でもいかせるものもあり、つかっていきたい。



研修会の様子

(2) 青パトによる自主防犯パトロール補助金交付について

地域住民による自主防犯団体が行う青パト活動に対し、経費の一部を補助し、地域防犯の活性化と体制強化を支援しています。具体的には、燃料費等を補助し、活動者の負担を軽減しています。令和6年度からは、新規に導入する際の青色回転灯等の物品購入費の補助を拡大し、青パト活動の普及と防犯力向上を目指しています。

	従来	令和6年度から
活動費 (毎年)	1台当たり上限3万円	1台当たり3万円
物品購入費 (新規)	—	1台当たり上限1万円

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

【運用状況】

- ① 現在の厚木市の課題に即したセーフコミュニティの体制を再構築するため、各対策委員会正副委員長に行政職員を加えて構成される「セーフコミュニティ推進協議会分科会」を発足しました。会議では、国際認証の継続や対策委員会の組織改正について検討されました。
- ② 厚木市の外傷データの分析や検証等を行う組織として「外傷サーベイランス委員会」を設置しています。救急搬送データの分析結果の内、自転車事故に係る分析について、詳細な分析結果を得ることができたため公益財団法人交通事故総合分析センターへ情報提供を行いました。
- ③ 長期的、継続的な取組として、市内にある大学と連携し、新入生向けの講演会や庁内の新採用職員向けのセーフコミュニティに関する研修会を開催しています。
- ④ けが等の発生原因の科学検証やデータ分析について周知し、自ら考える力を養うため、厚木市役所で職員研修を実施しています。
- ⑤ セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の所属自治体で開催される認証式典や現地審査等に継続的に参加することで、情報交換及び意見交換等を行い、自治体同士の連携を深めることにより、安心安全なまちづくり推進の活動に努めています。また、日本セーフコミュニティ推進機構が開催している定例会や研修会を通して、他自治体の運用状況について報告し合うことにより、国内セーフコミュニティ推進自治体内での本市の位置付けを確認しています。

1 セーフコミュニティの推進に関する組織の整備

セーフコミュニティ推進協議会分科会の開催

現在の厚木市に即したセーフコミュニティの体制を再構築するため、昨年度末から各対策委員会正副委員長と行政職員で構成するセーフコミュニティ推進協議会分科会を発足しました。

会議では、国際認証の継続について検討を重ねた結果、外部評価の導入や表彰制度を必要とする意見を踏まえ、令和8年以降は国際認証取得を目指さず、厚木独自のモデルでセーフコミュニティ活動を継続していくことが内定しました。これは、本市の地域特性や課題に即した、より実効性の高い活動を展開するためです。

また、現在7つある対策委員会についても組織の見直しを検討いたしました。現在の厚木市の課題に即した対策委員会の構成にするとよいという委員意見のもと、重点課題の洗い出しに向け、委員自らがアンケート項目を検討し、全対策委員会委員（93名）にアンケート調査を実施しました。第4回分科会では、アンケート結果をもとに、交通・体感治安・防災・けが予防の4つの対策委員会に重点を絞って取り組むことで意見が一致しました。今後、推進協議会で正式に決定する予定です。

推進協議会分科会

開催日	案件
5月8日	(1) セーフコミュニティの認証について (2) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会について
6月12日	(1) 厚木市セーフコミュニティの今後の推進体制について (2) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会の組織改正について
10月1日	(1) 第1回セーフコミュニティ推進協議会の報告について (2) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会の組織改正について
1月15日	(1) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会の組織改正について (2) セーフコミュニティ厚木モデル実現に向けた計画及び評価機関について



2 セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援

(1) 小学校における安全授業

外傷サーベイランス委員会の提案により、学校内における事故を減少させることを目的として、令和3年度よりインターナショナルセーフスクール（以下、ISS）認証校の児童を対象に、安全授業を実施しています。

【目的】子ども自身が、身の回りの安全・危険を周囲の人と共有しながら学校の課題や強みに気づき、課題解決方法を考え、実行する力を身につけること

【講師】国立研究開発法人 産業技術総合研究所 研究員

令和6年度安全授業開催実績

開催日	学校名	内容
令和7年1月21日	妻田小学校	・危険箇所の予測・傷害予防について学習 ・校内でのけがのしやすい場所の学習
令和7年1月22日～ 2月27日（予定）	妻田小学校	・校内で危険と思われる箇所の撮影 ・プレゼン資料の作成
令和7年2月28日 （予定）	妻田小学校	・危険箇所とその予防策について各班で発表 ・講師によるフィードバック



3 セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組

(1) 街頭啓発キャンペーンにおける専門学生の協力

自殺の予防対策委員会では、3月の自殺対策強化月間及び9月の自殺予防週間に合わせて自殺予防街頭啓発キャンペーンを実施する際、市保健師によるゲートキーパー養成講座を受講した市内看護専門学校生と共にちらしや啓発物品の配布を行いました（参考1）。未来の看護師として、キャンペーン活動への参加を通じ、自殺予防の重要性を学び、自殺予防への関心を高めてもらうきっかけとなりました。



(2) 本厚木駅周辺パトロールにおける学生の参加

体感治安と公共の場における安全対策委員会では、本厚木駅周辺パトロールにおいて、令和6年度から市内大学や神奈川県警察と連携している大学生を中心とした防犯ボランティア団体神奈川防犯シーガル隊の学生にも参加を呼びかけ、若い世代にも防犯活動を通じて安全意識の向上等を図りました。



(3) 新プログラム「STOP！転倒災害チェックリスト」の実施

職場（労働）の安全対策委員会では、厚木市の労働災害で、全業種に転倒災害が多く、予防や発生状況の理解に役立てるために、新たなプログラムとして厚生労働省作成のチェックリストに基づいてSTOP！転倒災害チェックリストの作成・実施しました（参考2）。また、特にチェック率が低い傾向にある、重点項目の「標識の表示」、「危険マップ作成」、「ストレッチ体操」、における転倒予防対策を掲載したちらしを作成し（参考3）従業員のみならず、事業所全体で取り組んでいただけるよう啓発しています。

(4) 危険体感講習会の実施

職場（労働）の安全対策委員会では、市内製造業に従事している方を対象に日産自動車株式会社の協力により危険体感講習会を実施しました。

講座では、労働災害の発生状況や特徴、その防止対策について法令を交えた講義を行い、実習では、日産テクニカルセンター内の安全道場にて危険体感疑似体験機器を使用し、機械へのはさまれ・巻き込まれ、動作の反動、転倒、切創、落下等の体験を通し、業務従事中の危険察知能力や、安全意識の向上を図る体験型の講習会を行うことができました。

【講座講師】厚木労働基準監督署

【実習講師】日産自動車株式会社



講義を受けている様子



実習を受けている様子

【工夫】 研修では経験年数の浅い従業員の労働災害が多いことから、経験年数の浅い従業員の受講を推奨していましたが、令和5年度の募集時に、管理職が受講し、従業員に共有したいという要望を受けて対策委員会において検討した結果、募集ちらしに「若手職員が受講しそれを社内で共有することをお願いする」旨を明記しました。また、講習会後に社内共有を行いやすいように当日の講習会の写真を参加者に送付しました。

また、全業種で課題となっている転倒災害について、アンケートの項目に研修会を通して、転倒災害予防の意識が向上したか問う項目を追加し、転倒予防の意識向上効果を検証しています。

(5) セーフコミュニティについての講演

ア 東京農業大学の新入生を対象にセーフコミュニティについて、学んでいただくため毎年東京農業大学の新入生対象授業「東京農業大学入門」を開講している。令和6年度は、「消費者生活」、「薬物の危険性」、「防災」、「セーフコミュニティ」の4つのテーマについて講演を行い、学生が安心安全に学生生活を送るための知識の向上につなげました。



イ 厚木市役所内の新採用職員研修

採用1年目の職員に対し、セーフコミュニティの理念の浸透及び、市民協働による安心・安全なまちづくりの推進に関する研修を通じて、理解深めています。今後の市民と行政の安心・安全に関する連携強化となることを促しています。

(6) 職員特別研修「セーフコミュニティ研修」

主任職の職員を対象に、セーフコミュニティの理念の実践に向けた庁内研修を実施しました。研修では、けが等の発生原因の科学的検証やデータ分析について、職員自らが考える力を養うとともに、職員一人一人が科学的な根拠に基づいた対策を講じる方法等、「健康で安心・安全に暮らせるまちづくり」に必要な知識の習得を目的に実施しています。

4 セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組

救急搬送データの情報提供

外傷サーベイランス委員会において、救急搬送データの分析結果の内、自転車事故に係る分析について、詳細な分析結果を得ることができたため公益財団法人交通事故総合分析センターへ情報提供を行いました。

5 セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(1) セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会への参加状況

セーフコミュニティを推進している他自治体の現地審査等に参加し、好事例や効果的な施策を取り入れることで、一層のセーフコミュニティ活動の推進につなげています。

開催日	開催内容	自治体名	開催形式
7月31日～8月1日	事前指導(※1)	埼玉県さいたま市	オンライン
8月5日～8日	現地審査(※2)	青森県十和田市	オンライン
11月22日	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会首長会議	構成自治体	オンライン

※1 事前指導：現地審査本番前に取組の方向性や内容を海外の審査員に指導してもらうもの

※2 現地審査：国際認証を取得するために実施される審査 認証は5年に1度の再認証の手続きが必要

(2) 北海道函館市の視察受け入れ

セーフコミュニティの導入を検討している北海道函館市の視察において、当市セーフコミュニティの取組状況等について情報提供を行いました。

(3) 日本セーフコミュニティ推進機構開催の研修会・定例会への参加状況

研修会及び定例会において、参加自治体より重点課題や対策委員会、力を入れている取組等について報告がなされ、各自治体の好事例や今後の改善点等の意見

交換を行いました。この意見交換を通じ、国内における本市セーフコミュニティ活動の現状と課題を把握し、今後の活動における参考となる情報を得ることができました。

研修会	開催日	内容
2024 年度 セーフコミュニティ 研修会	10 月 8 日 ～ 9 日	①各自治体の取り組み状況の報告（各自治体 10-15 分） ②今年度に現地審査・事前指導（国際版）を実施された自治体からの情報提供 ③新指標（6 指標）に基づいた取組みの進め方 ④年間活動報告書と JISC によるアセスメントの活用 ⑤その他連絡事項
2024 年度 セーフコミュニティ 定例会	12月19日 ～20日	①情報提供（今年度の SC 関連行事、今後の国外・国内の行事） ②事例紹介・ディスカッション話題提起（新井山洋子さん（十和田市のこれまでの経緯を参考に）） ③報告事項（セーフコミュニティ認証センター人事、審査における確認すべきポイント(案)（2024 年 10 月理事会にて提示）、セーフコミュニティの進め方について）、年間アセスメント（JISC による外部評価）について） ④協議・提案等（安全診断（サーベイランス）における支援について、来年度研修及び定例会議の日程調整）

【推進体制】

第7条	市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
2	協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
3	市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティの推進に係る方針や重点施策等を決定する機関として「セーフコミュニティ推進協議会」を設置しており、68団体73人の分野横断的な推進体制を組織しています。

1 点検結果	☐ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織

(1) 令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進協議会実績

開催日	審議方法	主な議題
7月24日	対面	(1) 役員（副会長）の指名について (2) 令和6年度セーフコミュニティ活動スケジュールについて (3) 厚木市セーフコミュニティの今後の推進体制について (4) 令和5年安全・健康・コミュニティに関する調査の結果について
2月4日予定	対面	(1) 厚木市セーフコミュニティ対策委員会の組織改正について (2) セーフコミュニティ厚木モデル実現に向けた計画及び評価機関について

※令和7年1月17日時点



セーフコミュニティ推進協議会では、厚木市セーフコミュニティの今後の推進体制についてや令和5年度実施した安全・健康・コミュニティに関する調査の結果について説明し、安心・安全のための地域活動を行う委員に本市の課題を共有しました。

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティをより身近なものと捉え、事故等の未然防止を図るため、リーフレット、ホームページ、YouTube、ちらし等の様々な媒体を活用及び掲載することで事故等の発生原因や対策について、情報提供しています。

1 点検結果	☐ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	---

2 意 見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
-------	-----------------------

1 YouTube の配信

市民の皆様と協働して「健康で安心・安全なまちづくり」に取り組んでいることから、けがや事故予防の周知を図る目的として、YouTube チャンネルを開設し、30 秒のショート動画を毎月第 2・第 4 金曜日に配信を行っています。

(1) 登録数再生回数

年度	登録者数	配信回数	再生回数
令和 4 年度	142 人	45 回	21,603 回
令和 5 年度	162 人	9 回	31,139 回
令和 6 年度	163 人	20 回	35,641 回

(令和 7 年 1 月 24 日現在)



(2) YouTube 配信の広報

YouTube 周知のためのカードの配布 (参考 4 参照)

- ア 自殺防止キャンペーンの啓発物品に封入【配布数】4,730 枚
- イ こどものけが予防研修会【配布数】69 枚
- ウ 職場（労働）の安全対策委員会内での研修会
危険体感講習会、市内中小企業向け安全衛生研修会、尼寺安全衛生指定集団第 3 回安全衛生担当者研修連絡会【配布数】99 枚
- エ 厚木中央高校文化祭【配布数】100 枚
- オ 厚木南公民館まつり【配布数】100 枚
- カ 地域安心安全研修会（12 月 14 日時点）【配布数】437 枚

(3) YouTube 周知のためのちらしの配布 (参考 5 参照)

- ア 十和田市認証式典【配布数】1 枚
- イ 新採用職員第 2 次研修講座【配布数】64 枚

2 リーフレットの作成・配布

リーフレットを作成し、市民一人ひとりができるセーフコミュニティ活動について、周知を行っています。

(1) 乳幼児の外傷予防リーフレット（参考6 参照）

ア こども家庭センターで行っているこんにちは赤ちゃん訪問などの際に配布しました。【配布数】1,729 部

イ 公立保育所 4 園、民間保育施設 32 園、小規模保育施設 15 園、家庭的保育事業所 1 園【配布数】2,096 枚

(2) セーフコミュニティリーフレット（参考7 参照）

市公共施設への布置に加え、厚木商工会議所新入社員研修会や地域安心安全研修会等の機会を捉え、配布しました。

ア 市公共施設【配布数】360 部

イ イベント、会議等【配布数】952 枚

(3) 防犯月別テーマ（参考8 参照）

時節に合わせた防犯に関する啓発ちらしを作成し、地域安心安全研修会等で配布したほか、各公民館にも掲示し、市民の防犯意識の向上を図っています。

3 セーフコミュニティコーナーの設置

(1) 厚木市立中央図書館 2階 大人の本のフロア

（令和6年8月1日から8月31日の約1か月間設置）

くらし交通安全課と厚木市立中央図書館との連携展示で、2階大人の本のフロアにて、交通安全、防犯、子どもの安全、防災対策、事故予防などに関する本と共に、セーフコミュニティの啓発を行いました。



図書館展示の様子

また、今後のセーフコミュニティ活動に市民の皆様の意見を取り入れるため、意見箱を設置しました。

【意見箱：意見回収数】 1 件

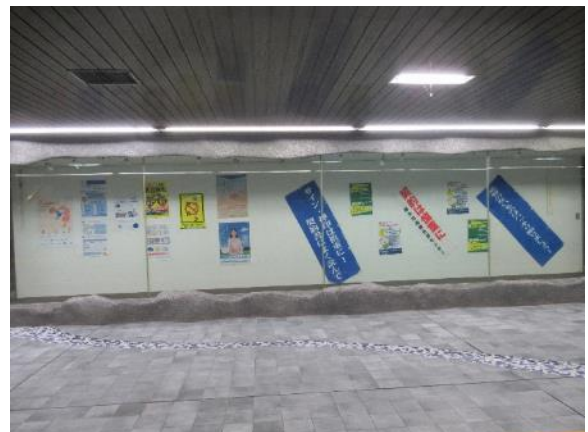
(2) 令和6年度夏休み図書館クイズラリーへの協力

令和6年8月1日（木）から8月7日（水）まで中央図書館3階こどもの本のフロアで夏休み図書館クイズラリーを実施し、セーフコミュニティに関する問題を作成し配布しました。解答のヒントとして、かけこみポイントの掲示を行いました。参加者には参加賞を進呈し、全問正解者には全問正解賞を進呈するとともに、希望者は館内の「全問正解おめでとうコーナー」にニックネーム・感想等を掲示しました。

【参加者】426 人

(3) あつぎロードギャラリーによる展示

消費生活センターと連携し、厚木ロードギャラリー内に交通、防犯、犯罪被害、セーフコミュニティ、消費者生活に関するテーマの展示を実施しました。



4 新聞・地域情報誌への掲載

(1) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の記事掲載

令和6年7月24日開催の「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」の指定式について紹介されました。

【掲載媒体】「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

【掲載日】令和6年8月2日

(2) 闇バイト啓発キャンペーンの記事掲載

令和6年11月26日実施の本厚木駅周辺で闇バイト啓発キャンペーンの様子が紹介されました。

【掲載媒体】「タウンニュース」厚木・愛川・清川版

【掲載日】令和6年11月29日

令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	議事
7月29日（月） 10:00～11:30	第二庁舎 11階会議室	①令和6年度セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュールについて ②厚木市セーフコミュニティの今後について ③令和5年度安全・健康・コミュニティに関する調査結果について ④視察可能なセーフコミュニティ活動について
1月30日（木） 10:00～	第二庁舎 16階会議室 A	①今後のスケジュールについて ②厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書（案）について
3月17日（月） 10:00～	あつぎ市民 交流プラザ 6階602 （予定）	未定

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿（敬称略・順不同）

委員任期：令和5年7月27日から令和7年7月26日まで

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	前場 政行	有識者
2	職務代理	南波 正志	市民公募
3	委員	潮田 春男	有識者
4	委員	曾我 晶子	有識者
5	委員	渡邊 妙子	市民公募

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。